

福山市社会福祉協議会は、こんな活動をしています。



子どもたちの健やかな成長のために

●子どもの居場所づくり事業「あつまローズ」

子どもたちの居場所を兼ねた学習支援の場を開設しています。

●子ども食堂への支援

市内に開設されている子ども食堂へ、食糧の提供や、立ち上げ資金を助成し、活動支援をしています。

●福祉教育の推進

児童・生徒の地域福祉に対する意識の発揚を目的に、学校へ出向いて福祉に関する講座を行っています。

地域の高齢者や障がい者のために

●ふれあい・いきいきサロン

孤立防止や介護予防、生きがいや健康づくりなどを目的に、高齢者や体の不自由な人などと、身近な集会所等が集まって茶話会や体操、季節の行事などをして、楽しんでいます。地域において気軽に集える居場所づくりをすすめています。

●小地域ネットワーク活動

高齢者や障がい者などで支援が必要なひとへ、地域のボランティアさんが中心になって、見守り活動や生活支援活動をしています。

生活に困窮したひとのために

●フードたすけあいネット活動

市民のみなさまから、家庭で眠っている食料品を寄付いただき、「明日の食事もままならない」といった生活に困窮されている方へ提供しています。

地域での困りごとの解決のために

●くらしの相談窓口

市内の社会福祉法人がネットワークをつくり、生活の困りごとについて、地域の中で気軽に相談できる窓口を設置しています。(103カ所 2024年3月末現在)

地域の人びとの安心のために

●災害ボランティアセンターの設置・運営

市内で大規模災害が発生したときに備えて、ボランティアネットワークづくりを推進しています。このネットワークを中心にして、災害時にはボランティアを派遣して、被災者支援を行います。



社会福祉法人 福山市社会福祉協議会

〒720-8512

福山市三吉町南二丁目11番22号

(福山すこやかセンター内)

☎084-928-1330(代)・☎084-928-1331

✉f-shakyo@blue.ocn.ne.jp

🌐https://www.f-shakyo.net/



JR福山駅から福山すこやかセンターへのアクセス

・まわローズ(中心部循環路線バス)
福山駅北口バス停から「すこやかセンター前」下車

・中国バス・井笠バス
福山駅南口8番乗り場から【(国道2号線経由)大谷台団地、幕山団地行き】
など「新橋バス停」下車徒歩約3分



2025.12.500

このまちに想いを遺す



人びとの想いをつなげる 地域福祉活動



社会福祉法人 福山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉を推進することを目的とする団体として唯一法律上定められた民間の福祉団体です。福山市社会福祉協議会は、地域住民や企業の方、ボランティア、福祉関係者、行政機関などの参加・協力を得て、地域の福祉課題を解決する取り組みを進めています。

ご自身で築かれた財産を地域のために役立てていただきたい

私たちの周りには、**孤独死や自殺の増加、不登校やひきこもりの問題、経済的に困窮している家庭の問題**など、様々な課題が広がっています。人とひととのつながりが希薄となった地域社会が抱えるこのような課題を解決するためには、今、地域の人びとが共に支え合い・助け合っていくことが必要となっています。

このまちを守り、住みよいまちにするための**社会貢献活動の方法**として「**遺贈**」「**相続寄付**」があります。

あなたの意思を遺す

遺贈とは

遺贈とは、被相続人の遺産を遺言によって、遺産の一部またはすべてを相続人以外の者や団体に無償で譲ることをいいます。遺贈寄付をした財産は、相続税の控除対象に含まれるため、**納めるべき税金を減らすことができます**。

包括遺贈・特定遺贈とは

包括遺贈とは、遺贈するものを特定せず、「**全部**」や「**全体の何割**」などとして譲ることをいいます。

特定遺贈とは、あらかじめ遺産のうちの現金、不動産、有価証券など**遺贈するものを特定**して譲ることをいいます。

両者とも、遺贈先を複数指定することができます。

遺贈寄付の種類

◆遺言による遺贈寄付

遺言書に遺贈の旨を記載し、死後に遺言書に従って寄付する方法です。

【遺言書の作成】

遺贈の方法として、遺言書の作成があります。遺言書の種類には一般的に「**公正証書遺言**」と「**自筆証書遺言**」がありますが、形式の不備によるトラブルを避けるためにも「**公正証書遺言**」の作成をお勧めします。作成のしかたについては、公証人役場などの専門家へのご相談をお勧めします。

【遺言執行者】

遺言書の内容を確実に実現するために、遺言書において、遺言執行者をご指定いただくことが重要です。遺言執行者は相続人の相続割合や遺産の分け方等について遺言のとおり執行します。

遺言執行者は、専門家(弁護士、司法書士など)を指定されることが一般的です。

【遺留分】

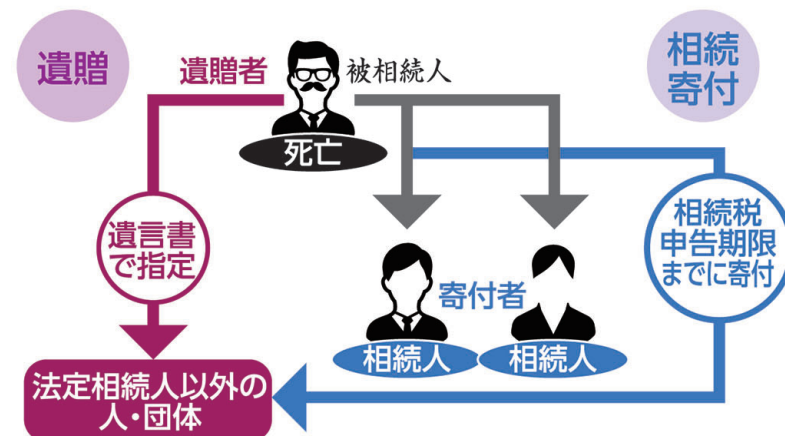
遺留分とは、配偶者、子、親などの相続人に最低限度保障された相続財産の受け取り分のことをいいます。**遺留分が保障**されていないと後日相続人と受遺者の間でトラブルとなる可能性があります。

◆生命保険・信託による遺贈寄付

生命保険や信託を通じて遺産を寄付する方法です。

遺言によるご寄付の流れ

※公正証書遺言の場合



故人の想いを託す

相続寄付とは

故人の遺産を寄付することを相続寄付といいます。

◎ご遺族の方が相続された財産を**相続税の申告期限までに寄付**された場合、「租税特別措置法第70条」により、**非課税**となる税制上の優遇措置があります。

相続寄付いただける財産は現金に限りません

◎遺言者の有する不動産や有価証券などの財産を遺言執行者が換価・換金(現金化)し、諸費用・税金などを控除したうえで遺贈することも可能です。

Q 遺言書には、どのような種類がありますか？

A 主な遺言書には「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。保管が確実になされることなどから、2人以上の証人の立会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」をおすすめします。いわゆる「エンディングノート」等は遺言と認められない場合があります。

Q 遺言書を作成したらその通りになりますか？

A 民法上、一定の相続人のために保証される最低限の相続分として「遺留分」があります。遺留分を侵害しない範囲での遺言をお勧めします。

Q 財産はたくさんありません。それでも、遺贈はできますか？

A ご自身が遺すかもしれないお金を「この様に使ってほしい」という思いがあれば、どなたでもできます。

どんなご質問でも、お気軽にお尋ねください。

相続税についての詳細は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp/)またはお近くの税務署などにお問い合わせください。